

久留米市人事給与・出退勤システムに係るサービス提供業務評価基準

1 基本的な考え方

候補者の決定にあたっては、提案内容、機能要件への対応状況及び提案価格を総合的に評価し、総合評価点が最も高い提案者を候補者とする。

総合評価点 (非価格点 + 価格点) 400点 × 5	非価格点 (提案内容評価点 + 機能要件評価点) 300点 × 5
	価格点 (価格評価点) 100点 × 5

2 総合評価点

(1) 総合評価点

総合評価点は、次の各評価点の合計により算出する。

総合評価点 = 提案内容評価点 + 機能要件評価点 + 価格評価点

(2) 有効数字

「非価格点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数第1位を四捨五入する。

(3) 候補者の決定方法

「(1) 総合評価点」で計算した総合評価点が最も高い者を候補者とする。

(4) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応

総合評価点と同点となった場合は、次の順に点数を比較し、順位を決定する。

1. 提案内容評価点が高い提案者
2. 機能要件評価点が高い提案者
3. 価格評価点が高い提案者

なお、提案内容評価点、機能要件評価点、価格評価点がいずれも同点の場合は、別途日を定め、くじ引きにより候補者を決定する。

3 提案内容評価点

提案内容評価点は、各評価者が、企画提案書の内容について、評価基準に基づき採点した点数の合計とする。

(1) 評価項目及び配点

	評価項目	加重点	配点
提案 内容 評価 点	1. 提案内容		
	1-① 基本的な考え方	2	10点
	1-② システム構成	4	20点
	1-③ システム内容 a (全般)	4	20点
	b (システムの統合・データ連携)	2	10点
	c (電子化)	2	10点
	d (会計年度任用職員管理)	2	10点
	1-④ 運用保守体制	6	30点
	1-⑤ 導入実績	4	20点
	1-⑥ 導入支援	2	10点
	1-⑦ 追加提案	2	10点
	小計		150点

(2) 評価値

評価	評価値
優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点
記載なし	0点

各評価者の評価点は、各評価項目の評価値（5点満点）に当該評価項目の加重点を乗じた点数を合計して算出する。

提案内容評価点は、評価者5名の評価点を合計して算出する。

提案内容評価点＝各評価者の評価点の合計

各評価者の評価点＝各評価項目の「評価値×加重点」の合計

4 機能要件評価点

機能要件評価点は、提案者から提出された機能要件確認表への回答に基づき、各機能要件の重要度及び対応区分に応じて算出する。ただし、回答内容を提案者に確認したうえで、変更することがある。

(1) 機能要件の重要度

各機能要件について、重要度に応じて次の基礎点を設定する。

重要度	基礎点
必須	3 点
重要	2 点
その他	1 点

(2) 対応区分

各機能要件の対応区分に応じて、次の評価係数を適用する。

対応区分	評価係数
対応可	3
一部対応可	2
代替手段で対応可	1
対応不可	0

(3) 大分類ごとの配点

	大分類	配点
機能要件評価点	共通	25 点
	人事	25 点
	給与	50 点
	庶務事務	40 点
	会計年度任用職員管理	10 点
	小計	150 点

機能要件評価点は次の方法により算出する。

①大分類ごとの評価点

各機能要件について、重要度及び対応区分に応じて得点（得点＝基礎点×評価係数）を付し、大分類ごとに合計する。

大分類ごとの評価点は、当該大分類における得点を、大分類ごとに定める配点に換算して算出する。

大分類ごとの評価点

＝大分類の配点×（提案者の得点／全ての機能要件が「対応可」の場合の得点）

②機能要件評価点

①で算出した大分類ごとの評価点を合計したものを、機能要件評価点とする。

機能要件評価点＝大分類ごとの評価点の合計

③総合評価に用いる機能要件評価点

機能要件の評価は、評価者ごとの評価ではなく、提出された回答内容に基づいて統一的に算出する。このため、②で算出した機能要件評価点に評価者数である5を乗じた点数を、総合評価に用いる。

総合評価に用いる機能要件評価点＝機能要件評価点×5

5 価格評価点

価格評価点は、提案価格が低いほど高い点数となるよう算出する。

価格評価点の点数算出式は、次の式により算出する。

価格評価点＝配点（100）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）

なお、価格提案の評価は、評価者ごとの評価ではなく、提出された提案価格に基づいて統一的に算出する。このため、算出した価格評価点に評価者数である5を乗じた点数を、総合評価に用いる。

総合評価に用いる価格評価点＝価格評価点×5

6 その他

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 非価格点の合計が配点の60%未満の場合。
- ② 機能要件評価において、重要度を「必須」とする項目のうち、1項目でも「対応不可」とする回答がある場合。
- ③ 提案価格が提案上限額を超えている場合。